

議会改革特別委員会・議会運営委員会 行政調査報告書

1 調査期間

平成30年2月1日(木)から2月2日(金)まで

2 調査場所

- (1) 滋賀県大津市
- (2) 岐阜県可児市

3 調査事項

(1) 議会運営について

- ア 議会例規構成の見直し
- イ 大津市議会ミッションロードマップ
- ウ 予算常任委員会及び決算常任委員会の設置
- エ 大学連携

(2) 議会運営について

- ア 4つのサイクルアニュアルプラン
- イ 委員会代表質問

4 出席委員氏名 下線は、両委員会に重複して所属する委員

(1) 議会改革特別委員会

<u>樋口敏郎君</u>	<u>加藤拓君</u>	<u>坂井ユカコ君</u>
村本ひろや君	佐藤篤君	しもむら緑君
はねだ福代君	大瀬康介君	<u>堀よしあき君</u>
おおこし勝広君	<u>西村孝幸君</u>	<u>加納進君</u>
<u>高柳東彦君</u>		

(2) 議会運営委員会

田中邦友君	とも宣子君	<u>坂井ユカコ君</u>
<u>堀よしあき君</u>	<u>加藤拓君</u>	福田はるみ君
<u>西村孝幸君</u>	<u>加納進君</u>	<u>高柳東彦君</u>

5 特別出席者職氏名

議長
沖山仁君

6 随行事務局職員

議会事務局長	事務局次長	議事書記
浜田将彰	瀬戸正徳君	覚張達也君

7 調査概要

別紙のとおり

調査概要 【大津市】

1 市の概要

大津市は、レーヨン工場に象徴される工業都市化に始まり、昭和42年(1967)4月の瀬田・堅田両町の合併、平成18年(2006)3月の旧志賀町との合併を経て、平成21年(2009)4月には中核市へと移行した。

大津市の市域は、琵琶湖の南西岸から南岸にかけて南北に細長く広がっており、古代より琵琶湖の水上交通の要衝であった。県の南西部、琵琶湖と比良・比叡の山並みに臨み、古代には大津京が置かれた自然と歴史のまちであり、戦災を免れたため歴史的建造物が多く残され、市街地も昔ながらの面影を残す。平成15年10月に全国で10番目の古都指定を受け、京阪のベッドタウンとして人口増が続いている。

JR大津駅から琵琶湖岸に広がるエリアを対象に「大津駅前・湖岸を結ぶ都市機能の集約・復元化」、「大津百町の歴史・文化を生かす暮らしとにぎわい創出」、「琵琶湖を生かす観光と環境共生のまちづくり」を基本的な方針として、大津らしい中心市街地活性化を推進している。また、平成29年は、大津京遷都1350年にあたることから、企画展を開催し、大津の歴史的重要性を広く発信している。

平成30年2月1日現在、人口は342,365人、面積は464.5平方キロメートルである。

(参考資料/大津市ホームページ ほか)

2 調査事項

(1) 議会運営について

ア 議会例規構成の見直し

大津市議会では、会議規則を廃止して「会議条例」と「会議規程」に分離して規定するなど、議会基本条例の制定に伴い、議会例規の再編を図っており、市民権利の保障の向上、特異な法体系の解消、機動的な例規運用及び議会運営の「見える化」の実現を目指している。

イ 大津市議会ミッションロードマップ

議員任期4年間における議会活動に対する市民への説明責任を果たし、平成27年3月に制定した「大津市議会基本条例」を具現化するため、議会版実行計画として制定した。

ウ 予算常任委員会及び決算常任委員会の設置

平成24年度から予算決算常任委員会を設置し、議長を除く全議員で予算と決算を審議してきたが、決算を監査した議会選出の監査委員が議員として再度決算審査に加わることは望ましくないことから、予算と決算を審査するそれぞれの常任委員会に分割し、決算常任委員会には議会選出の監査委員を除く改正を行った。

エ 大学連携

大学の知的資源を議会改革に活用し、政策立案機能の強化と人材育成を行うため、龍谷大学及び立命館大学とパートナーシップ協定を締結し、条例策定にあたっての講師紹介や、議会報告会のファシリテーター派遣などが行われている。

3 主な質疑応答

Q：事前に質問事項を何点かいただいておりますので、そちらについて回答させていただきます。

議会例規の関係で、ご質問いただいています。議会例規の見直しの中で、大学の有識者を招いてアドバイスをいただいたのかどうかというご質問です。結論から申し上げますと、大学の有識者からのアドバイスは一切いただいておりません。議会局の当時の担当者などでワーキングチームを組み、一から会議規則を見直して、条例にするもの、規程にするもの、あるいは申し合わせ、先例の中から規程に加えるということで、事務局の職員で素案をつくり、議会運営委員会の正副委員長素案という形で、議会運営委員会でお示しさせていただいています。

ただ、地方自治法には会議規則を定めるということが書いてあり、それが会議条例になるわけですから、大丈夫かということで、大学教授に相談したことがあり、細かなアドバイスなどをいただいたことがあります。

それから、2点目の議会局の本部担当職員のスキル向上については、大津市の議会局職員は17人おり、組織としては二つの課、議会総務課と議事調査課があります。議会総務課には秘書や庶務の業務などを行う総務係、それから政策法制係があり、後ほど説明いたします政策検討会議などにおいて、政策立案をさせていただいております。

ただ、現在の職員数は2人ですが、いわゆる総務部総務課の法規係、条例改正とか例規の担当をしていた者がそのまま上がってきておりますので、もともとのスキルは当然持っています。あえて申し上げますと、総務部総務課では、法規に関する判例等を検索できるように一定の予算が必要になりますので、判例などをデータで引っ張ってくる法令データ検索システムと参考図書を購入等にも一定の予算を計上しています。

それから、3点目として標準会議規則との関係ですが、例えば全国市議会議長会とすると、やはりオーケーだという答えはまず返ってきません。学者の中でも、大津市議会の考え方はオーケーですという方もいれば、地方自治法には会議規則とあるから、やはり会議規則であるべきだという意見もあることも事実です。

ただ、会議条例第1条で規定しているのは、地方自治法120条に規定する会議規則の内容を条例で定めることにより、議会に関する市民の権利を保障し、市民に開かれた議会の運営を図ることを目的とすることで規定をしています。これで問題はないと考えて運営をしているところです。

4点目は、政策検討会議の具体的な取組と条例化に至った経緯については、後ほど大学との連携の中で政策検討会議の話と併せてお話をさせていただきます。

5点目、会派について何点かご質問をいただいております。まず会派代表者による所属議員への監督権限はどうかという話です。いろいろな考え方があろうかと思いますが、基本的に議員は全て平等です。会派に属していたとしても、その代表者が監督する権限はないだろうと私は考えています。ただ、もちろん代表者が会派としての意思統一を図ることも必要でしょうし、例えば所属議員がどの常任委員会に属するかなどの調整を他の代表者とされたりする役割がございます。本会議や委員会などの公式の場において、万一その議員が不適切な発言をした場合には、会派代表者会議を開きまして、そこでお詫びをすることもあります。

次に、不祥事等への対応です。不祥事の内容にもよりますが、不祥事となるとその会派だけの問題ではなく、やはり議会全体の問題になってくると思います。最終的には不祥事を起こした議員の責任になるかと思いますが、当然その会派の代表者としては代表者会議で経過報告やお詫びをすることもあるかと思いますが、不祥事がもし起こった場合には、その議員の処分などは議会として考えていくことになります。議会全体としての不祥事への対応については、議員全員が危機管理意識を持つべきだろうということで、毎年とはいきませんが、全議員を対象に危機管理研修会を開催しています。しかしながら、以前、全国的に問題になり

ました政務活動費の不正使用に関する不祥事がありました。これは指摘された議員だけの問題ではなく、その市議会全体として悪いレッテルを貼られるということです。いずれにしても、市議会全体の責任、問題だろうということになりますので、やはり議会全体で不祥事が起こらないような再発防止策として、先ほど申し上げました危機管理の研修会などを実施しています。

それから、政治倫理条例については、例えば一般的な刑事事件などが起こった場合には、もはや政治倫理という問題ではなく、当然法律に基づき、場合によっては刑が確定して公民権停止になり、議員としての身分を失うこともございます。議会としても、政治倫理条例で委員会を開いてどうのこうのということではなく、刑事事件となると、その取り調べ等はもちろん警察内でされることになります。もし公民権停止などに至らない場合には、以前に事例がありましたが、例えば議員辞職勧告決議案ということもございました。

それから、見直しによる項目ですが、新たに整備した項目だけ簡単に説明させていただきますと、先ほど本会議の会議条例と会議規程に分けたということを上申しました。条例の考え方としては、市民の権利に関わる事項、例えば先ほど申し上げた請願ということです。それから、地方自治法で条例で定めるとあれば、当然条例に定めることになります。

それから、規程については、申合せであったり、自治体の運営手続に関すること、こちらを規程に落とし込んでいるということです。

それで、これまでありました管理規則の見直しをする中で、条例の中に盛り込んだものとしては、例えば議場内の配布資料や一般質問のときに補足資料として配布されることがございますが、これは入れ込んでいこうということになりました。あるいは決議については、会議規則に出てこないと思いますが、これは入れ込んでいこうということで、決議の明記化を図っています。

規程についてですが、例えば討論の順序は、通常は反対と賛成を交互に行うのが原則ですが、私どもでは一括議題をとって、1人の議員が討論の中でこの議案には賛成、この議案には反対と一括して言われるので、あまり賛成・反対の意義が感じられないため、討論の順序はいわゆる先着順、通告のあった順とさせていただきます。

それから、会議録の修正であったり、先ほど申し上げた質問方式など、今では一般質問については、一括質問方式、分割質問方式、一問一答方式を選べることになっています。これも会議規程の中に盛り込むということです。

次に、政策検討会議について、公式なのか非公式なのかということですが、あくまで任意の協議の場ということで、基本的には非公式ということです。また、基本的には非公開ですが、大体政策検討会議の1回目に諮り、全議員の了解が得られれば、公開とさせていただきます。現在、どの政策検討会議もほぼ公開で実施しているところです。

行政評価については、議員のみで行っていて、執行部などの出席は求めていません。この評価結果を市長に提言して回答を求めるとのことですが、あくまで選択した事業について、今後の方向性を議論しておりますので、翌年度の予算に生かしていきたいということが基本です。具体的には、執行部が使用している事務事業評価シートがあります。これを使用して、事業の妥当性、有効性、公益性について、総合評価を行った上で、全体の評価を出して、議員から出された議会の特記事項としてまとめた上で、その事業についての今後の方向性、継続するのか縮小するのか、拡大するのかを議会として取り組ませていただいているものです。ただ、その常任委員会の中でもいろいろな会派の方が入っているので、まとまらないこともございます。まとまらなかったものについては、この評価シートを出さずに、そのときに出された意見を取りまとめて、提言の中に別紙として加えていくものでございます。

あとは政策検討会議の具体的な取組、条例化に至ったことについてですが、ミッションロードマップの工程の中で、政策検討会議を立ち上げたのは条例関係は全てになります。ですので、がん対策推進基本条例、土地利用基本条例、議決事件の検証、議会における行政評価、今は土地利用基本条例と行政評価もほぼこの前で終わりましたが、若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくりということで、つい少し前までは三つの政策検討会議が同時に立ち上がっていたところです。条例化に至ったものにつきましては、がん対策の基本条例、議決事件の検証でございます。

あとは、先進的な取組の発案は議会局が出すのか、議員が自ら提出するのか、あるいはチーム議会の中で議員と議会局の役割となっているのかという質問ですが、議会局の職員からこれはどうでしょうかと、例えば大会派の方や議会運営委員会の委員長などにお話をさせていただいています。必ず私どもが提示しているということではないのですが、こういう取組はどうでしょうかという提案をさせていただくこともあります。いずれにしても、最終的には正副議長案ということで、あくまで議員としての素案で提示をいただいているところです。

それから、議員と議会局の役割分担ですが、特にはございません。どの議員も気楽に事務局と話をさせていただいています。議員と職員同士がいろいろな話をさせていただきながら改革を進めているところです。

がん対策推進条例などの議員提出条例の選定につきましては、五つの項目について点数をつけて、政策検討会議の中でご議論いただいたということです。

議決事件の検証については、政策検討会議を設け、8回の議論を行いました。立命館大学の駒林教授に助言をいただいたり、議決事件の基準、計画期間、上位計画との関連性などを参考にして、その内容が議決事件として審議するにふさわしいかどうか個別に検討したところです。その中で、計画期間が5年未満の計画は除外しました。それから、国や県の上位計画との整合が必要な計画、例えば地域防災計画は県の了解が要るわけです。それから、法令で策定の手続が特定されている計画などは、計画策定の審議会に議員が参画しなければならないわけです。

市長の専決処分については、額の見直しをしました。損害賠償の額、あるいは和解調停の額、大体今まで50万円だったものを100万円に上げます。それから、市営住宅の家賃の支払いや明渡しに係る訴えの提起も専決にします。それから、議会の議決を得た1億5,000万円の契約については、その変更金額が10分の1のものは、市長に任せまじょうとしました。それから、国政選挙や県・市で突然行われる選挙の補正予算も、ほとんど審議の余地がないので、これも対象としました。

また、専門的知見の職能団体の選定方法や連携強化については、以前からミッションロードマップを策定する時点から、議員と意見交換をしたいという団体は確かにありました。しかし、ミッションロードマップをつくったときから、それ以外にこちらから働きかけて、医師会や歯科医師会、社会福祉協議会に対しても意見交換をやりませんか、議会局の職員が当たりをつけて調整し、実施しているところです。その形式ですが、できる限り顔の見える距離でいろいろな話をしたほうがいいということで、意見のやりとりではなくて、グループ討議を基本にしています。

予算・決算についてですが、従来は予算は当初予算、補正予算含めて常任委員会に分割付託していました。決算については特別委員会の審査でございました。問題点としては、予算の分割付託の多岐な問題が一つです。それから、決算については特別委員会で、閉会中の継続審査となるので、認定の時期が遅く12月の定例会です。12月の定例会において、議員から討論なりがされても、既に新年度予算の編成が始まっているので反映できないということで、

予算決算常任委員会の設置となりました。

当初は予算決算常任委員会という一つの委員会を議長を除く全議員で構成し、委員長が副議長で、副委員長が議会運営委員会の委員長でした。まず、前期全体会を開き、付託された補正予算や当初予算を各分科会、これは常任委員会ですが、こちらへ送付していました。実際には、この全体会は開いても数分で終わりますので、書面で分科会に送付することができるようにしようと、規程を変えました。また、決算と新年度予算については、本会議の前に委員会を開き、執行部から説明を受ける状況です。

また、四つの常任委員会が分科会を設けて審査を行っていますが、ここで結論が出てしまうとためなわけで、分科会ではあくまで質疑と審査を行って、今度は後期の全体会で討論、採決を行うこととなります。常任委員会でそれぞれ所管する部分の予算と決算をきちんと審査し、後期は先ほど申し上げたように、いわゆる討論、採決ということで、委員会としての結論が出て、実際はまとめて本会議で委員長報告を行います。

従来の審査と予算決算常任委員会の比較ということでまとめておりますが、平成27年に地方自治法が改正されたところですが、議員選出の監査委員も決算の審議に出るのはいかなるものかということになり、まず予算と決算を分けて、予算は今までどおり、決算については議長と監査委員を除く35名ということで改正させていただいたところです。

質問をいただいている項目ですと、予算編成以前からの調査研究についてですが、未だにございません。あえて言いますと、各会派から市長に対して新年度予算の要望であったり、財政所管の査定に関する資料を請求することもございます。あとは常任委員会や特別委員会の所管事務調査で、予算に係る議論もされているところです。

予算と決算の連動性とその成果ですが、先ほど出ましたように分科会、常任委員会で審議をしていますので、補正予算から決算、新年度予算まで同じ委員ですと審議をしており、そのことで連動が図られています。それから、決算で出された意見や補正予算の審査などで出された意見が、当初予算の審査にも生かされているということです。

メリットとデメリットということで紹介しておりますが、メリットとしては、小分けになる課題の解消、いわゆる分割付託みたいな形でやること、それから、決算時における意見、これが次年度の当初予算に反映されるということです。

デメリットとは、当初予算や決算については、総括質疑というものは設けていないので、あくまで代表質問や一般質問、質疑で行うこととなります。どうしてもそれぞれの分科会の委員の審議が中心になってしまうところが、あえて言うとデメリットかなと思います。

次に大学連携について、2点ほど質問をいただいております。

一つは予算額ですが、パートナーシップ協定としての予算は、締結しているゆえ出していない。今申し上げた政策検討会議、議員研修会については、大学からお越しいただきますので、講師謝礼として26万円を計上しています。

大学の使い分けについては、特にはございません。そのときに応じて専門的知見をお持ちの教授にお越しいただいています。

Q：政策検討会議に関して伺います。政策検討会議のメンバーはどうなっているのでしょうか。例えば、会派の政策担当者的な人が出てくるのか、発案した人が出てくるのか。現状はどうなっていますか。

それで、任期の最初に政策検討会議が立ち上がって4年のロードマップに載せるわけですが、具体的に会派としていろいろな公約やマニフェストをつくって選挙を戦ってくるわけです。それを各会派がロードマップに載せてこのようになっているのか。その裏舞台的な部分を伺います。

A：まず、政策検討会議のメンバーですが、あくまでも会派の中でご議論いただいています。先ほど実績の中で申し上げたように、何本もの条例に関して政策検討会議を立ち上げていますので、今まで1回もメンバーを経験したことの無い議員はおらず、例えば若者関係の政策検討会議であれば、若い議員をメンバーにする会派もいると思いますし、会派によって様々です。一人の議員に絞ることはまずありません。同時に複数立ち上げることがあるので、一人会派は大変な部分もあります。例えば5人の会派では、同時に四つの政策検討会議が立ち上がると、そこで4人がメンバーなるわけです。

それから、会派ごとのマニフェストとロードマップの関係ですが、先ほど申し上げたように、ロードマップをつくるときに44の施策が会派から上がってきます。中にはそういう会派のマニフェストに掲げたことを上げてこられた部分もあるかと思います。けれども、あくまで議会としての話になります。ただ、例えばAという会派が施策として掲げたことが、政策検討会議の議論の中で、これは議会全体として取り組むべきで、市民の生活にも直接関わりがあるということになれば、議題に上がることも当然です。

Q：政策検討会議の設置規定を見ると、第10条にパブリックコメントがございます。政策検討会議がパブリックコメントを実施できるということですが、議会全体として実施するのではなく、あくまで政策検討会議として実施できるということなのか。パブリックコメント実施要綱のような別に手続規定があるのかという点。また、過去に実施した例があるのかどうか。かなり重要な条例も制定されているので、一般的にはパブリックコメントを実施したほうがいい条例もあったかと思います。

A：まず政策検討会議でご議論いただいて、同時に議員全員で構成する政策検討会議全体会が立ち上がります。政策検討会議で素案ができたとなれば座長が素案の説明をします。これが実際には報告になっています。各会派からメンバーが出ているので、ここで異論が出るところはまずありません。

パブリックコメントについては、原則全て実施しています。やはり市民の意見を聞くことはもちろんのこと、議会で提案する条例は一部改正ではなくて、全て新規の条例です。市民の意見は当然必要ですので、ここで全体会を開いて政策検討会議の案を示し、異論がなければ、そのままパブリックコメントを実施することになります。パブリックコメントの手続については、市においてパブリックコメントが制度化されているので、これに基づいた手続で行っていきます。なお、いじめ防止条例については、ものすごい数のご意見をいただきました。

政策検討会議としてパブリックコメントを実施するのかについては、市民から出てきたご意見に対しては、一つずつ答えていく必要があるわけです。それを検討いただくのは議会ではなく政策検討会議ですので、あくまで政策検討会議として出てきた意見について政策検討会議で結論を出してホームページに上げる。最終的に案をきちんと決めて、政策検討会議の全メンバーの名前で議員提案として条例化する形になっています。

Q：私からは条例の制定後について伺います。例えば、平成24年にいじめ防止条例が制定されて、約2年後に条例の改正案が制定されていますが、2年間という期限でやられているのか。それとも何かお考えがあったり、いろいろな現実と条例が合っていないなど、どのような経緯があったのか教えてください。

A：まず、いじめ防止条例ですが、平成23年10月に痛ましい事件がありました。これが平成24年の6月定例会が終わった直後、平成24年7月4日に全国的に報道されました。そのときは通年議会ではなく、閉会中ということもあり、議会はほとんど動けない状況でした。ただ、執行部はすごい状況で、教育委員会の電話は鳴りっぱなしで、メールもものすごい数でした。

市役所を爆破するなどの手紙、あげくの果てには当時の教育長が暴漢に襲われるという状況にもなりました。ですので、議会で何とかしようということで、政策検討会議を17回開いて策定したのが経緯です。

その後の改正案については、この条例をもとに国で法律が制定され、条例をもとにいろいろと執行部でいじめの対策も進めていく中で、執行部からいじめ防止条例の改正案が出てきましたが、議会側と考え方が少し違うわけです。ですので、当時の政策検討会議のメンバーで会議をもう一回立ち上げ、執行部の改正案が本当にこれでいいのかどうか議論をしよう。結論から申し上げますと、執行部の考え方が少しおかしいということで、修正案を提出して、修正案が通ったという経緯です。

Q：ミッションロードマップの流れの中で、最終年度は外部の視点を取り入れ検証・評価とありますが、この外部の視点というのは、具体的にはどのような形ですか。

A：基本的には大学教授です。ところが、パートナーシップ協定を締結している大学ですと、やはりミッションロードマップにおける議論の中でお手伝いいただいていますので、その方に全体の検証をしていただくのはいかがかなと。これ以外の大学にしたらどうかという話もありますが、結論までには至っていないところです。

Q：何点が質問させていただきます。議会改革という中で、先ほど話が出ていた政策検討会議も含めて、かなりのタスクがあると思っています。このタスクの全体的なコーディネートは、議長が行うのか。それとも議会局で行うのか。1人の議員が政策検討会議に幾つも出なければいけないなど、そうしたこともあると思うので運用はどうされているのか。

また、政策検討会議において決定する条例ですが、当然予算が伴う内容もあると思います。その場合は、執行機関とどのように調整をするのか。議会側が提案して議決権を持っているので、その辺に関してどうされているのか伺います。

A：まず、通年議会における定例会議が6月、9月、12月、2月にあります。政策検討会議をこの期間に開くのはなかなか難しいので、必然と休会中になるわけです。ところが通年議会を敷いておりますので、常任委員会が開かれることがあります。その間で政策検討会議を開くことになるので、議会局の職員で日程調整を何度もしないと厳しい状況です。実際の日程調整は、午前中に常任委員会があれば、午後から政策検討会議を行うこともあります。

それから、条例を制定したことに伴う予算については、議会の提案で策定した条例に基づいて、まず計画をつくりながら必要な予算を計上していただいています。やはりこの政策検討会議で議論を進める中で、執行部との調整は必要だということで、執行部との意見交換も当然何度か挟んでいるところです。

Q：政策検討会議について何点が伺います。一つは先ほどの説明で、各会派から提案があって、議会運営委員会で発議されたものを政策検討会議にかけるということですが、その場合、基本的には全会一致でないと条例案として発議されないのか。そして、条例を提案した場合、その提案者は誰になるのか。

それから、政策検討会議を通った条例案については、常任委員会に付託されるのか。それとも本会議で即決されるのか。

もう一つは、政策検討会議にかけられない議員提案条例もあるのか。その場合はどのように対応するのか。

A：こちらの政策検討会議ですが、極端な話を言えばミッションロードマップであれだけの項目があると、ほぼ次に提案することは決まっているわけです。それ以外に条例提案をとっても、もう挟み込む余地がないのが実際のところです。

ただ、一般論を言わせていただきますと、例えばAという交渉会派からこの条例をつくっ

たらどうかと提案があっても、議会運営委員会の中で議論して、全会派の了承をいただかないと次に進めません。水面下で動いていることは当然あるかと思いますが、基本的には議会運営委員会において全会一致となれば、政策検討会議が立ち上がります。

政策検討会議における議論を踏まえて素案もできて、それからパブリックコメントもかけて、その結果もホームページに載せる。それで最後条例案もできたとなると、ルールとしては、政策検討会議の委員全員の連名で条例をPRして、会議を開いて提案していきます。ただ、各会派の方全員で議論してできた条例ですので、当然委員会付託はありません。もう審議しようがないので、即決でやらせていただいています。

調査概要 【可児市】

1 市の概要

可児市は、岐阜県中南部に位置し、名古屋市および県庁所在地の岐阜市から 30km 圏内にあり、北部はおおむね平坦で、南部は県下最大級の工業団地、住宅団地やゴルフ場が点在する丘陵地となっている。また、市の北端部には日本ラインとして名高い木曽川、中央部には東西に流れる可児川があり、豊かな自然環境に抱かれている。

古くから歴史をはぐくみ、市内には国指定史跡長塚古墳、銅たく発掘の地など多くの遺跡が分布している。飛騨川・木曽川の合流点として交通の要所を占め、戦国時代には明智光秀出生地の明智（長山）城や森蘭丸出生地の金山城など多くの城が築かれ、江戸時代には市内を東西に中山道が横断し木曽の渡しとともに川湊が開かれるなど、現在の可児市の基礎がこの頃形成された。

また、市東部の丘陵は、志野、織部を代表とする桃山茶陶の発祥の地として名高く、明治まで美濃焼の主要生産地となっていた。

明治以降は、製糸業の導入とともに発展し、昭和 30 年には可児郡西部の 7 か町村が合併し可児町が誕生、その後御嵩町・姫治村の一部を編入した。昭和 40 年代後半に入ると、名古屋市のベッドタウンとして人口が急増し、昭和 57 年 4 月 1 日、全国 650 番目の市として市制を施行し、その後、平成 17 年 5 月 1 日には、兼山町と合併し人口も 10 万人を超え、可茂地域の拠点都市として発展をしている。

平成 30 年 2 月 1 日現在、人口は 101,511 人、面積は 87.57 平方キロメートルである。

(参考資料 / 可児市ホームページ ほか)

2 調査事項

(1) 議会運営について

ア 4つのサイクルアニュアルプラン

議会運営サイクル、予算決算審査サイクル、意見聴取・反映サイクル、若い世代との交流サイクルという4つの政策サイクルを設定し、意見を集約するなどして、議会の意思決定を行っています。また、これらのサイクルを連動させた「民意を反映する政策タイムライン」という計画を作成し、それに基づき活動を展開しているもの。

イ 委員会代表質問

可児市議会基本条例を改正し、常任委員会の代表者による質問ができることを明記したもので、委員会内で全会一致したテーマを取り上げ、執行部から前向きな答弁を引き出すことで、住民福祉の向上に繋げるもの。

3 主な質疑応答等

Q：3期議長を務められている中で、最初からこのような状況ではなかったと思います。例えば会派内において、こういったことはやる必要がないのではないかという意見が最初はあったと思います。そういったことをどう説得されてきたのか、ここだけの話を聞かせてください。

A：私が議員になったときに、民間の感覚を持ち込もうということ、せつかく議員を4年間やるのであれば、市民福祉を少しでも上げようというところから始まって今に至っています。それは紆余曲折ありました。住民福祉をいかに上げるかということを前提にしていますが、やはり議会全体で危機感を持つべきだと思います。国全体がよくなるためにどうしたらいいかを常に考えるということで、大学のゼミに入って今勉強させていただいています。議会が一步を踏み出したことによつていかに住民福祉が上がるか、それぐらいしないと住民福祉が上がらないと我々は信じているので、市長だけには任せておけないということと、説明責任をいかに果たしていくかを前提に動いていけば、おのずと行く道が決まってくるかなと思います。

何もしなければ変化も進化もしません。動かなければ住民福祉は上がらない。市長が行政のトップですので、情報を共有しながら進んでいって、我々の住民福祉はものすごく上がったと思います。地方だから危機感が強いのですが、議長のリーダーシップを信じてついていくことも大切だと思いますので、一番は対話をしていただきたいと思います。ディベートでは何も生まれない、対話から始めようと。2人の対話、3人の対話、委員会全体の対話、それから議会全体の対話が始まれば、前に一步進むと思っています。

Q：やはり住民福祉ということをすごく重視されている。今度、若い人の働ける場所を誘致するというので、人口も減っていたと思いますが、少しずつ増えてきていることもあり、やはり地方が元気にならないと東京もだめになってしまうので、地方を元気にするために何が必要かということ。

あと、外国人が増えているということで、外国人が入ってきたら、いろいろ文化も人種も違う。日本という社会がばらばらにされてしまうのではないかという心配がありますが、その辺について伺います。

A：まず、子どもを産み、育てやすい環境を地方はしっかりとつくって、都会にどんどん出ていってもらって、地方はもっと環境を整える。産み育てやすい環境は地方でこそやるべきで、首都圏では保育園に預けることもなかなか難しい。地方にこそそういった役割があると思いますし、今、すごく若手の農業者が増えてきています。型にはまりたくない若い世代がたくさんいて、都会も同じだと思います。そういった場をどんどん情報提供して共有しながら、首都圏と地方が一体になってやっていく。特に人口が増えているのは首都圏、東京、千葉、埼玉、神奈川、愛知、沖縄です。これから人口が劇的に減少して、人口を外から補わないと無理だという話になったときに、フィリピンの方はコミュニティをつくられて、それが機能しています。ただ、あらゆる島のタガログ語があるため通訳が大変です。多文化共生ではありますが、ここは国が手当したほうがいいのかなと思っています。

そういった意味では、東南アジア系の方とともに労働力を補っていく環境は、整っていると思うので、ここの先進事例を勉強していただければと思います。苦労はしていますが、多文化共生センターはできて10年以上が経ちます。多文化共生センターが初めてできて、それが機能しながら就学用のばら教室で言語教育をして学校へ送り、その学校は英語、タガログ語、ポルトガル語、日本語で運動会を行う。そうすると、どうしてもその学校だけ生徒が増えてしまう。でも、それはある意味、日本の行き着く道なのかなと思っています。そこをしっかりと情報発信しながらやっていきたいと思っています。

我々は、やさしいまちづくりをしていこうということで、中心市街地に障害者就労センターを誘致しました。これは反対があったところに誘致したのですが、今では障害を持った子どもたちが声を上げていますが、全て受け入れられてトラブリーありません。去年の4月にオープンして、8月にお祭りを行いました。地元の人がほとんど来て、一緒に踊って歌ってご飯食べてとやっていました。こういったことが議会の力で増えていけばいいのかなと思います。これは市長にも相当感謝されています。